



# 守口市 消費生活センターくらしナビ

<市広報 令5年4月号>

## 事例

### マルチ商法に注意しましょう！

母がデイサービスセンターで知り合った人から勧誘されて高額な健康食品を購入している。誰かを勧誘すれば報酬が得られるマルチ商法のような。勧誘行為をしたくない母は退会して未使用の健康食品も返品したいと言うが、できるだろうか。

#### 助言



マルチ商法(連鎖販売取引)とは、商品やサービスの契約をして会員になり、新規会員を誘ったり商品などを販売すると利益が得られるとして、次々と連鎖して会員を集めることでピラミッド型に組織を拡大する商法です。

ネットワークビジネスなどとも呼ばれており、特定商取引法の連鎖販売取引として厳しく規制されています。

▼「利益が得られる」といった勧誘には乗らないようにしましょう。簡単に儲かることはありません。また、会員になって「必ず儲かる」と言って誰かを勧誘すると、違法性を問われる可能性があります。

▼友人などに勧誘されると断るのが難しいですが、即答は避けて安易に契約しないようにしましょう。

相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター(守口市役所)

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188(局番なし)